

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立赤城青少年交流の家防災業務計画

平成30年4月1日 制定

(目的)

第1条 この計画は、独立行政法人国立青少年教育振興機構防災業務計画及び事業継続計画の策定に関する規程（平成27年4月1日制定）に基づき、国立赤城青少年交流の家（以下「交流の家」という。）における被害を最小限にとどめるとともに、災害の未然防止及び復旧を図り、災害発生時における交流の家利用者（以下「利用者」という。）並びに交流の家職員、業務委託業者及び法人ボランティア（以下「職員等」という。）の安全を確保するため、また、交流の家の事業を継続するために必要な対策について、必要な事項を定めることを目的とする。

(他の法令等との関係)

第2条 災害対策については、他の法令等に特段の定めがある場合を除き、この計画の定めるところによる。

(連携及び協力)

第3条 交流の家は、機構本部（以下「本部」という。）及び地域の関係機関と連携及び協力し、この計画を実施する。

(研修等の実施)

第4条 所長は、職員等に対し、災害及び防災に関する知識の向上を図るとともに、防災意識の高揚を図るため、次に掲げる研修等を実施する。

- 一 災害及び防災に関する基礎知識
- 二 災害及び防災に対する職員等の役割
- 三 災害発生時の具体的対策
- 四 その他防災に関する必要な事項

(施設設備等の災害予防措置)

第5条 所長は、災害による施設整備等の被害を予防し、人命の安全を確保するため、次に掲げる事項の整備を図るものとする。

- 一 施設の耐震性の確保、不燃化及び堅牢化の促進
- 二 電気、ガス、給排水設備等ライフラインの安全性の向上
- 三 消防及び避難設備や通信設備等の整備

(災害対策本部の設置)

第6条 所長は、災害発生時及び発生の恐れがあり、必要があると認める場合には、災害対策本部を設置する。

- 2 災害対策本部を設置した場合は、本部へ報告するものとする。
- 3 所長は、災害対策本部における必要な人員及び物資等を本部へ要請することが出来るものとする。
- 4 災害対策本部の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(要員の確保)

第7条 所長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、対策の実施に必要な要員を確保するため、職員等に対して参集を命ずることができる。

(避難等)

第8条 所長は、利用者並びに職員等の生命及び身体に危険が及ぶと予想される場合は、それらの者を速やかに避難させなければならない。

2 避難に際しては、最も安全な経路や方法をとるものとする。

(安否の確認)

第9条 所長は、利用者等の安否の確認を、点呼等その他の手段を講じて速やかに行うものとする。

(応急措置)

第10条 所長は、前条の手段により災害による行方不明者及び負傷者の発見に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講ずる。

2 所長は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を講ずる。

(情報収集)

第11条 所長は、災害状況を的確に把握するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 本部その他関係機関と緊密な連絡を保ち、気象及び災害情報を収集する。
- 二 災害発生時において、適時適切な応急対策を講ずるため、被害状況及び応急措置況、その他必要な事項を早急に調査する。

(避難住民の受入)

第12条 所長は、関係機関等の要請等により、近隣の住民が緊急避難してきた場合には、一時的に所内の適当な施設を緊急避難場所として提供することができる。

2 所長は、前項の規程により施設の一部を提供した場合は、遅滞なく機構本部に報告するものとする。

(施設の提供)

第13条 所長は、関係機関から被災地域における人命救助その他の救援活動等に係る施設の提供の要請があったときは、機構本部と協議の上、可能な範囲で施設の一部を提供できる。

2 所長は、前項の規程により施設の一部を提供した場合は、遅滞なく機構本部に報告するものとする。

(災害復旧)

第14条 所長は、速やかに交流の家の教育機能を回復させるため、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- 一 施設、設備及び土地の復旧
- 二 施設の備品等の調達及び修繕
- 三 その他災害復旧に必要な事項

(二次災害の防止)

第15条 所長は、災害復旧に当たっては、建物等の倒壊等のおそれのある危険区域の発見に

努めるとともに、状況に応じて立ち入り禁止等の安全措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

(雑則)

第 16 条 この計画に定めるもののほか、防災業務計画の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この計画は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。